

創業に関する信用保証のご案内

★夢応援ナビ★

あなたの創業を応援します！



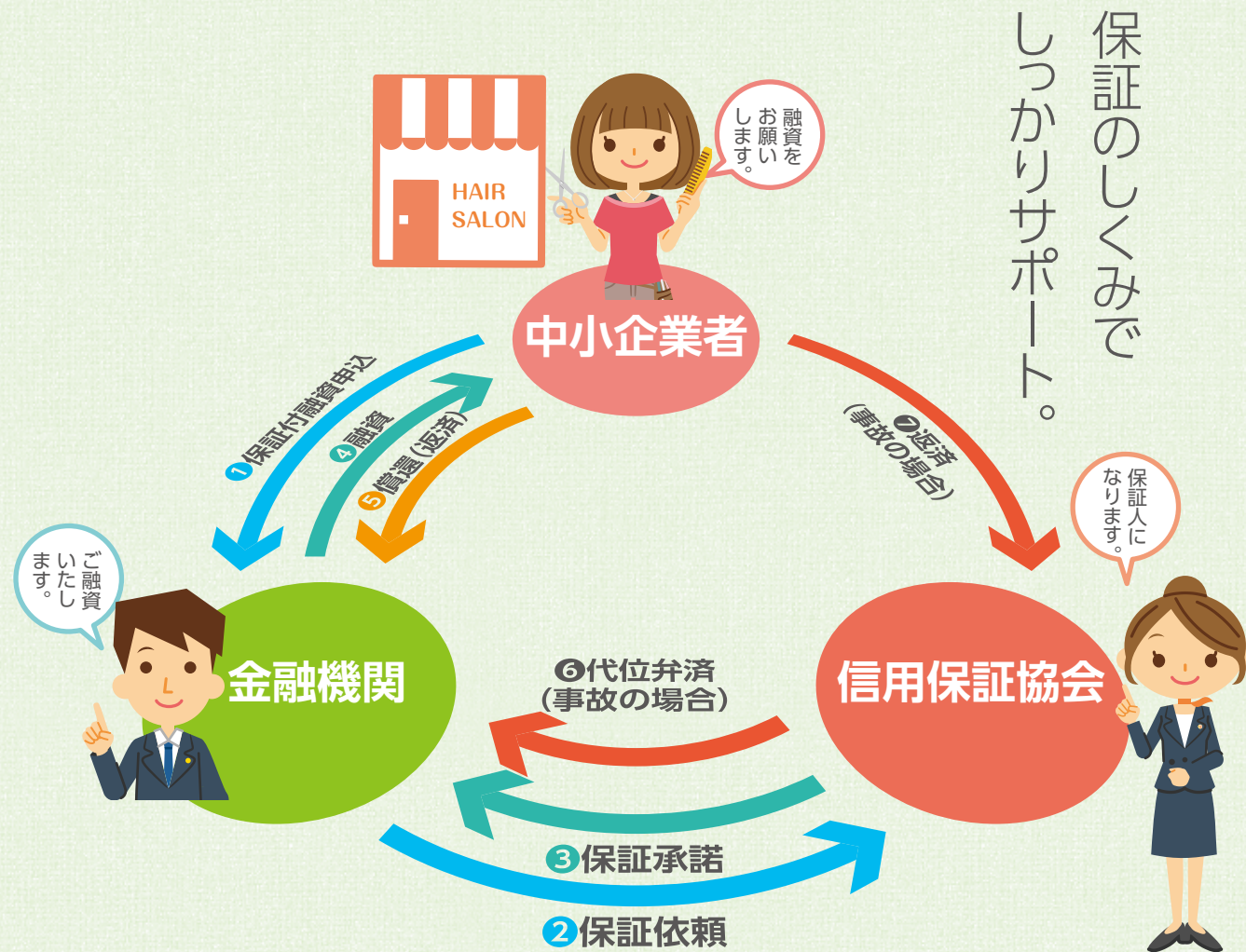
創業を目指す方のベストパートナー

信用保証協会は、創業されるみなさまが
金融機関から事業資金を借入する際の公的な保証機関です。



愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE

保証のしくみ



保証の流れ

- 1 信用保証協会、または金融機関などの窓口へご相談ください。
- 2 金融機関から信用保証協会に保証依頼をします。
- 3 信用保証協会は、企業の事業内容や経営計画などを検討し、信用保証を適当と認めた時は金融機関に対し信用保証書を発行します。
- 4 保証承諾を受けた金融機関から融資が実行されます。この時お客様に信用保証料をご負担いただきます。
- 5 融資条件の通り、借入金を金融機関にご返済していただきます。

倒産などの金融事故が発生した場合には…

- 6 万一、お客様が何らかの事情でご返済できなくなった場合は、信用保証協会が金融機関へ立替払い(代位弁済)をします。
- 7 代位弁済により、信用保証協会はおお客様に対し「求償権」を取得し、債権者となります。お客様の実情を踏まえ、ご相談しながら信用保証協会に借入金をご返済いただけます。

愛媛県信用保証協会の創業支援について

愛媛県信用保証協会では、創業資金のお借り入れの支援だけでなく、創業前から創業後まで一貫したサポートをしています。まずはお気軽にご相談ください。



1 創業に関するご相談

創業でお悩みの方、どんな小さなことでもかまいません。創業に関するご相談に無料でお応えします。お気軽にご相談ください!

2 創業計画の作成と資金調達をお手伝い

○創業計画の作成をお手伝い ※計画作成のポイントは中面に記載しています。

コンセプトの設定

誰に、何を、
どうやって売る?

資金計画

創業するためにいくら必要?
資金はどこから調達する?

収支計画

売上予測の
立て方は?

○資金調達をお手伝い

愛媛県信用保証協会が創業されるみなさまの公的な保証人となることで、金融機関から事業資金が借りやすくなります。創業支援のための保証制度については、中面をご覧ください。

3 アフタフォローもおまかせ

創業してからも、経営面・資金面でみなさまをサポートします!

- 創業後も経営に関するご相談に無料で応じ、事業が軌道に乗るようサポートします。
- 創業資金のお借り入れだけでなく、創業した後の資金調達のお手伝いもします。みなさまのニーズに合わせた様々な保証制度をご用意しておりますので、詳しくは裏面の県内各窓口にお問い合わせいただくか、協会ホームページをご活用ください。

	個人	法人(株式会社)										
開業手続き	比較的簡単で特別な費用はありません。	設立登記に時間と費用がかかります。 ※登記にかかる費用の一例 <table border="1"> <tr> <td>収入印紙</td> <td>40,000円(電子文書であれば不要)</td> </tr> <tr> <td>定款認証料</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>定款謄本代等</td> <td>250円×定款ページ数</td> </tr> <tr> <td>登録免許税</td> <td>150,000円～</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>約21～25万円</td> </tr> </table> (手続きを司法書士等に依頼する場合は別途費用がかかります。)	収入印紙	40,000円(電子文書であれば不要)	定款認証料	50,000円	定款謄本代等	250円×定款ページ数	登録免許税	150,000円～	計	約21～25万円
収入印紙	40,000円(電子文書であれば不要)											
定款認証料	50,000円											
定款謄本代等	250円×定款ページ数											
登録免許税	150,000円～											
計	約21～25万円											
社会的信用	一般的に法人に比べてやや劣ります。	一般的に信用力に優り、従業員の採用などで有利です。										
税務申告	申告書類などは比較的記載が簡単です。 3月15日が確定申告の期限です。	決算書などの書類作成が複雑です。										
税金(課税)	事業が小規模の場合は有利です。	事業が大規模になると節税の効果があります。										
事業への責任	無限責任。 万一の場合には個人の全財産をもって弁済します。	出資分を限度とする有限責任ですが、 代表者は取引に際し連帯保証人となる場合があります。										
事業主の報酬	事業利益が事業主の報酬となります。	定款または株主総会で決定します。 社長や役員の給与は、役員報酬として経費になります。										

	個人	法人(株式会社)
税務署	①開業届出書 ②青色申告承認申請書 ③給与支払事務所等の開設届出書 ④青色事業専従者給与に関する届出書	①法人設立届出書 ②給与支払事務所等の開設届出書 ③青色申告承認申請書
	①源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書 ②たな卸資産の評価方法の届出書 ③減価償却資産の償却方法の届出書	
各地方局の県税窓口	事業開業報告書	法人設立報告書
市町村役場	開業等届出書	法人設立届出書
年金事務所	国民健康保険、国民年金 ①新規適用届 ②新規適用事業所現況書 ③被保険者資格取得届 ④被扶養者(異動)届 ⑤国民年金第3号被保険者の届出	健康保険、厚生年金保険
公共職業安定所	雇用保険 ①適用事業所設置届 ②被保険者資格取得届	
労働基準監督署	労災保険 ①保険関係成立届 ②適用事業報告書 労働保険概算保険料申告書	

業種		
食料品製造業	再生医療等製品製造販売業	液化石油ガス販売業
食料品販売業	再生医療等製品製造業	労働者派遣事業
飲食店営業	再生医療等製品販売業	家畜商
建設業	薬局	浄化槽清掃業
一般旅客自動車運送事業	医薬品販売業	興行場
特定旅客自動車運送事業	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	浴場業
自家用有償旅客運送事業	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	測量業
事業者協力型自家用有償旅客運送事業	医療機器修理業	砂利採取業
一般貨物自動車運送事業	一般廃棄物処理業	採石業
特定貨物自動車運送事業	産業廃棄物処理業	建築士事務所
旅館業	特別管理産業廃棄物処理業	電気工事業
古物営業	有料職業紹介事業	自動車特定整備事業
医薬品(体外診断用医薬品を除く。)	病院、診療所、助産所	揮発油販売業
・医薬部外品・化粧品製造販売業	宅地建物取引業	揮発油特定加工業
医薬品(体外診断用医薬品を除く。)	酒類製造業	軽油特定加工業
・医薬部外品・化粧品製造業	酒母・もろみ製造業	住宅宿泊業
医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	酒類販売業	接待飲食等営業
医療機器・体外診断用医薬品製造業	第一種高圧ガス製造業	遊技場営業

*その他の業種についても、場合によっては許認可証(写)等を提出して頂くことがあります。

創業計画書
作成にあたっての
ポイントを
説明します。

創業・再挑戦計画書 〈記入例〉

(創業準備保証・再挑戦支援保証書)

創業・再挑戦計画書

愛媛県信用保証協会 御中

令和 年 月 日
西暦 (記入欄に印字してください)

(申込人) 住 所 松山市千代町7丁目3番地
 仕 事 作家
 住 居 成金
 氏名表示法 氏名表示

創業準備保証・再挑戦支援保証の申込
 により、以下のとおり創業・再挑戦
 創業保証を受けます。

1. 事業概要

開業形態	<u>個人事業・会社事業</u>	※番号(個人/会社) 会社事業の場合	日本料理 ☐
種類(平仮名)	<u>和山亭一軒町店</u>	※種類	<u>〇〇店</u>
創業場所	<u>〇〇 県 〇〇 市 〇〇 町 〇〇 番 〇〇 号</u>	創業中期間月数 (創業後1年以内)	〇 〇 月 〇 日
業 種	<u>飲食店(日本料理)</u>	資本金	円
営 業 等	(種類) <u>飲食店営業</u> (業種) <u>飲食店営業</u>	※取組法	<u>食品衛生法</u> (「取組法」欄に創業後1年以内の創業取組法を記入)
従業員数	<u>7</u> 人 フルタイム <u>6</u> 人 パート <u>1</u> 人 地元希望者 <u>0</u> 人	※事業主	<u>〇〇番屋</u> <u>〇〇店</u>
創業動機・目的	<u>私は自分の夢を叶えたいと考えて〇〇番屋を創業し、実現しました。</u> <u>今後は、〇〇地区に(建設物等)がなかったことで、独立創業を決定しました。</u> <u>調理師認定受検後、〇〇番屋日本料理に勤務し、前勤務先には高名な料理師の(ノウハウ)を習得しました。</u>		
創業に必要となる資金	<u>創業に必要となる資金は、個人事業主の(収入)で賄われます。</u> <u>創業資金のうち、自己資金は、創業資金の(半額)を賄います。</u>		
出資者・出資額	<u>個人事業のため、なし。</u> <u>なし</u>		
事業資金の主な用途・振替先	<u>なし</u>		

2. 創業動機・再挑戦の考え(表裏の記載事項に〇印を付けて下さい)

① 創業動機(創業理由)事項である。

② 上記1.と関連を有するものの資金等支出事項である。

③ 上記1.と関連を有するものの資金・資金支出事項である。

④ 事業・原料材の仕入を行っている。

⑤ 事業に必要な資金を調達して入れている。

⑥ 事業に必要な資金を調達して入れている(但し創業後1年以内の期間を必要としていること。)

⑦ その他(法的に記入して下さい)

3. 創業後計画計画

名	単 位	金額	内 訳
商品・材料の仕入資金	2,000 千円	月平均仕入額 1,000 千円×6ヶ月	
人 件 費 等	1,500 千円	月経費 200 千円×6ヶ月×12ヶ月=1,331 千円	
そ の 他 の 資 金	1,500 千円	2ヶ月分経費	
計	A	4,800 千円	

4. 設備計画

区分	土地・建物	器具 設備 方法	器具・設備 目録	取得に要する資金	契約年月日	使用 期限 (月・日)
事業用 土地	〇	70	賃貸	1,200 千円	〇4.01.01	〇9.01.01
建物	1	0		1,200 千円	〇4.01.01	〇9.01.01
合 計	B	(取得に要する資金)			1,200 千円	

区分	型式・能力・数量	原価 金額	取得 金額	要 注 意	設置 年度 (月・日)
店舗改装	内装工事	1 5,000	5,000	〇〇連続	〇8.01.01
販賣機器		1 2,000	2,000	〇〇高次	〇8.01.01
什器備品	〇〇等	1 2,000	2,000	〇〇	〇8.01.01
合 計	C	(金額)			9,000 千円

5. 今回の資金計画による資金資金合計

A + B + C = 15,000 千円 (D)

6. 資金調達計画

	預 金		預 金 以 外		
	項目別 (金融機関・本支店名等)	原価金 額	種 類	金 額	
自 己 資 金	〇〇銀行〇〇支店	普通	3,000 千円	有価証券	500 千円
				その他 (株主向け)	
				(親族からの贈与)	5,000 千円
合 計	自 己 資 金 合 計	8,000 千円			

情 況	借 入 先		年利	借 入 額	毎月返済額	借入期間
	借入期間	%				
今回の借入	〇〇銀行	2.50%	3,000 千円	50 千円	〇4.01.01	〇9.01.01
金 融 機 関 等 借 入	〇〇銀行〇〇支店 保証付	1.50%	4,000 千円	66 千円	〇4.01.01	〇9.01.01
合 計						
合 計	借 入 金 等 合 計		7,000 千円	連貸資金合計	D	15,000 千円

(※) 今回の資金調達計画の中にもよる借入金等を記入ください。

7. 収支計算 (今後1年間分)

支	出	収	入
仕入 商	12,000 円	売上 商	32,000 円
外注 工費		工賃 収入	
人 作 費	8,000 円	雑 収 入	
その他費用	9,000 円		
利 益	3,000 円		
計	32,000 円	計	32,000 円

8. 販売・仕入先

主な販売先 ・仕入先	販売・仕入 円	回収方法	主な仕入先 ・仕入先	仕入・販売 円	支払方法
一般顧客	円 32,000 円	現金	卓球場	円 7,000 円	翌日現金払い
			〇〇青果店	2,000 円	翌日現金払い
			〇〇商店	3,000 円	現金

9. 借入金等状況 (概)

借入先等	資金使途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
〇〇銀行〇〇支店	自動車ローン	800 円	32 年	500 円
			年	円
			年	円
			年	円
			年	円

(※)現在利用している事業用住宅を含む借入金等、今後の資産負債計算によるものを以て記入ください。
(※借主本人が保証責任を含む)。

10. 自己資金算定額		明 細		金 額	
自 己 資 金	貯 蓄 預 金	〇〇銀行〇〇支店		8,000 千円	
	定 積 預 金				
	有 価 証 券 等				
	人 保 証 金 等				
	設 備 金 当 等				
等	親族からの贈与			5,000 千円	
	合 計			① 13,000	
借 入 金 等	借 入 先	資金使途	場 所	年 間 返済額	年間返済額の24分 は年返済額の1/4(注全額)
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	自動車ローン	〓 〓 〓	300 千円	600 千円
	合 計			② 600	
自 己 資 金 額 (① - ②) =				③ 7,400	

11. その他(計画に関する補足説明がありましたらご記入してください)

〇〇地区の近隣住民を相手に、地蔵をメインとした安価で気軽にいれる商品として、地域に密着した経営を目指す。

〇早朝の飲食業界経験と店長を務めたことで得た調理技術と店舗管理ノウハウを活かし、味と接客で差別化を図ってきたい。

〇地区は住宅ニーズの高い地域で近隣に同業者が少なく、開業時は「新開店力増みや近隣へのポジティブ」により販売促進を行うこと、地域があること等の理由から集客及び顧客満足度を見込む。



資金計画には ①運転資金計画 ②設備計画 ③資金調達計画 の3つの項目があります。

資金計画には ①運転資金計画 ②設備計画 ③資金調達計画 の3つの項目があります。

●商品、材料等の仕入資金
●事務所、店舗、工場等の家賃や水道光熱費
●広告宣伝費、通信費
●人件費

等々

計画 *運転資金については、創業時の仕入代金、売上代金回収までに先行して支出する費用です。資金繰りが悪化すると事業の継続に支障が生じますので、目安として2カ月分程度を確保しておきましょう。

設備

- 事業用不動産取得資金
- 保証金、敷金、改装工事資金
- 機械器具、什器、備品

等々

自己資本

創業者の自己資金で、法人であれば資本金です。
また、別の法人や創業ファンドからの出資を受ける場合もあります。

他人資本

- 金融機関からの借入金
- 親族から支援された資金
- リース会社とのリース契約

※自己資金が多いほど借入金が少なくなり、支払利息等の負担が少なくなるため、増益分岐点売上高が少なくなります。

※借入金と資金調達の場合は、返済額に無理のない借入額を検討しましょう。

※金融機関から借入する際、愛媛県信用保証協会が保証人としてサポートします。

本表以2017年12月31日作为截止日期，以人民币千元列示。本集团管理层负责本财务报表的编制，并承担全部责任。

売上高の予測は収支計画作成のなかで最も重要な部分となります。市場環境や業界平均、店舗立地条件、営業時間帯などを加味しつつ、実現性の高い数値を予測することが大切です。

業種毎の売上予測の方法を列挙しましたので、参考にしてください。

▶ 1m^2 (または1坪) あたりの売上高×売場面積

▶ 1m^2 (または1坪)あたりの売上高×売場面積

(例) 業種: コンビニエンスストア
●1㎡あたりの売上高:(月間) 10万円
●売場面積:70㎡

$$\text{月間売上高} = 10\text{万円} \times 70\text{m}^2 = 700\text{万円}$$

▶客単価 ×客数 ×営業日数
(客単価×買上個数) (個数×回転数)

▶客単価 ×客数 ×営業日数
(商品単価×買上個数) (席数×回転数)

(例) 業種: 美容院
 ●1人あたり単価:5,200円
 ●1日あたり来客数6人(美容椅子:3台 × 1日あたり回転数:2回転)
 ●営業日数:(月)25日

$$\text{月間売上高} = 5,200\text{円} \times 6\text{人} \times 25\text{日} = 78\text{万円}$$

▶従業員1人あたり売上高×従業員数

▶従業員1人あたり売上高×従業員数

(例) 業種: 自動車販売業
●従業員: 3人
●従業員1人あたり月間売上高: 200万円

$$\text{月間売上高} = 200 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 600 \text{ 万円}$$

▶加工賃単価 × 1台あたり生産能力(1日) × 設置台数 × 営業日数

▶ 加工賃単価 × 1台あたり生産能力(1日) × 設置台数 × 営業日数

(例) 業種: 部品(ボルト)加工業

- 旋盤:2台
- 1台あたり生産能力(1日:1,200個)
- 加工賃@60円

$$\text{月間売上高} = 60\text{円} \times 1,200\text{個} \times 2\text{台} \times 25\text{日(月)} = 360\text{万円}$$

創業支援資金のご案内



信用保証協会では、創業支援のための保証制度として、「**創業関連保証**」をご用意しております。

制度名	創業関連保証
根拠法	産業競争力強化法
融資限度額	3,500万円 (「再挑戦支援保証」との合算限度額)
資金使途	運転資金および設備資金 ※ただし、新会社設立のための資本金(株式取得資金)は対象となりません。
担保	不要
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要
自己資金	不要
融資対象者	①事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内(認定創業は6ヶ月以内)に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内(認定創業は6ヵ月以内)に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人で、創業後5年未満の方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社 ⑥設立後5年未満の分社化された会社 ⑦個人で創業し、同一事業を法人化した方で、個人創業後5年未満の方(法人成)
融資利率	金融機関所定利率となりますが、愛媛県制度として創業資金をご利用いただくと、長期固定金利での調達が可能となります。 なお、愛媛県制度の利率は1.50%(認定創業は1.30%)となっております。
保証料率	0.80%
返済方法	原則として、均等分割返済
融資期間	10年以内(据置1年以内)(県制度利用の場合、運転資金7年以内、設備資金10年以内)
添付書類	創業計画段階の申込の場合には「創業・再挑戦計画書」が必要です。

※認定創業とは

主務大臣が認定した認定創業支援事業計画に定める認定特定創業支援事業により支援を受け、支援を受けたことについて市町長の証明を受けて行う創業に要する資金について、創業前における計画期間を長期化(個人1ヶ月、法人2ヶ月→6ヵ月)する制度です。

融資及び保証については、金融機関及び保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

愛媛県信用保証協会

本 所

〒790-8651

松山市千舟町3丁目3番地8 千舟町スクエアガーデン7～9階

■松山事業部

保 証 一 課 TEL(089)931-2118

保 証 二 課 FAX(089)931-2174

《業務区域》松山市・東温市・伊予市・久万高原町・
砥部町・松前町

■総 務 部

総 務 課 TEL(089)931-2111(代)

FAX(089)931-2107

電 算 課 TEL(089)931-2115

FAX(089)931-2170

■業務統括部

企業支援課 TEL(089)931-2114

FAX(089)931-1026

代位弁済課 TEL(089)931-2117

FAX(089)931-1026

■債権管理部

管 理 課 TEL(089)931-2128

FAX(089)931-2129

■監 査 室

TEL(089)931-2180

FAX(089)931-2129

新居浜支所

〒792-0025

新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階

TEL(0897)33-8282 FAX(0897)33-8284

《業務区域》新居浜市・西条市・四国中央市

今治支所

〒794-0042

今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル5階

TEL(0898)23-0170 FAX(0898)23-0758

《業務区域》今治市・上島町

八幡浜支所

〒796-8691

八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階

TEL(0894)22-2003 FAX(0894)22-3137

《業務区域》八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

宇和島支所

〒798-0040

宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階

TEL(0895)22-6556 FAX(0895)22-6583

《業務区域》宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

LINE

保証協会の
ホットな話題を
お届けしています。



愛媛県信用保証協会の
ホームページも併せてご活用ください。

愛媛県信用保証協会

検索

<http://www.ehime-cgc.or.jp/>